

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年2月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 27 件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 26 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500480号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500072号

第1 結論

昭和55年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月から同年3月まで

昭和54年6月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私が、A県B町(現在は、C市)の役場窓口で行った。

請求期間の国民年金保険料についても、結婚のため、B町からD県E市に引っ越す前に、私がB町において納付したと思う。

ねんきん定期便を見ると、請求期間が未納となっていたので、当時の資料が残っていないか探してみたところ、昭和55年3月6日付けでB町長が原本証明した私の国民年金被保険者名簿が見付かり、請求期間の欄には納付のゴム印が押されている。

この名簿からも分かるとおり、請求期間の国民年金保険料は納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月11日にB町において払い出されており、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求期間前後の国民年金保険料は現年度納付されている。

また、オンライン記録によると、請求者は、国民年金被保険者期間において、3か月と短期間である請求期間を除き国民年金保険料の未納期間は無い。

さらに、請求者から提出された請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿を見ると、検認済記録欄の請求期間の欄に、国民年金保険料が納付されたことを示す「納」のゴム印が押されていることが確認できる上、当該名簿には、昭和55年3月6日付けのB町長印による原本証明が有り、真正性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500617号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500206号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成23年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年9月から平成24年8月までの標準報酬月額については、15万円から17万円とする。

平成23年9月から平成24年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年9月から平成24年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成23年5月10日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額については18万円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(平成23年5月から同年8月までは訂正前の標準報酬月額、平成23年9月から平成24年8月までは上記厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成24年9月1日から平成25年4月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

4 請求期間③について、請求者のA社における平成23年12月20日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成23年12月20日の標準賞与額については、11万6,000円から14万6,000円とする。

平成23年12月20日の上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月20日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求期間②及び④について、請求者のA社における平成23年7月20日及び平成24年7月10日の標準賞与額については、平成23年7月20日は5万円、平成24年7月10日は11万1,000円から12万1,000円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(平成24年7月10日は訂正前の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

※ 上記結論の概要については別紙のとおり。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年5月10日から平成25年4月1日まで
② 平成23年7月20日
③ 平成23年12月20日

④ 平成 24 年 7 月 10 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。また、請求期間②の標準賞与額が記録されていない上、請求期間③及び④の標準賞与額が、実際の賞与額より低く記録されている。

これらの標準報酬月額及び標準賞与額について、年金額に反映する記録として、実際に支給された給与支給額及び賞与額に見合う額に訂正してほしい。また、年金額に反映する記録として認められない場合は、本来事業主が届け出るべき記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

【標準報酬月額に係る訂正請求期間のうち、厚生年金特例法による訂正期間】

請求期間①のうち、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額は 15 万円であるところ、請求者及びA社から提出された請求者に係る給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 23 年 5 月及び同年 6 月の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額（18 万円）、及び平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの各月の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を上回る。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額を請求者の報酬月額として届出し、その結果、年金事務所は、請求者の平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

【標準報酬月額に係る訂正請求期間のうち、厚生年金特例法による不訂正期間】

請求期間①のうち、平成 23 年 5 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額は 17 万円であるが、当該期間に係る給料支払明細書における各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は 18 万円であることから、事業主が届け出るべきであった当該期間に係る標準報酬月額について、日本年金機構 B 事務センター（以下「事務センター」という。）に照会したところ、事務センターは、「18 万円と考えられる。」旨回答している。したがって、当該回答による標準報酬月額（18 万円）及び当該期間の各月の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（17 万円）のいずれか低い方の額（17 万円）が厚生年金特例法に基づく認定額となること、当該認定額は、オンライン記録の標準報酬月額（17 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間①のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間について、前述の給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 24 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額（18 万円）、及び当該期間の各月の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（17 万円）のいずれか低い方の額（17 万円）が厚生年金特例法に基づく認定額となること、当該認定額は、オン

ライン記録の標準報酬月額（17万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

【標準報酬月額に係る訂正請求期間のうち、厚生年金保険法による訂正期間】

請求者は、請求期間①について、年金額に反映する記録として認められない場合は、本来事業主が届け出るべきであった記録に訂正してほしいと主張しているところ、請求期間①のうち、平成23年5月10日から同年9月1日までの期間については、前述の事務センターの回答による標準報酬月額（18万円）がオンライン記録の標準報酬月額（17万円）を上回ることから、また、請求期間①のうち、平成23年9月1日から平成24年9月1日までの期間については、前述の給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額（18万円）が前述の厚生年金特例法による訂正額（17万円）を上回ることから、それぞれの期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが妥当である。

ただし、平成23年5月から平成24年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成23年5月から同年8月までは訂正前の標準報酬月額、平成23年9月から平成24年8月までは上記厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

【標準報酬月額に係る訂正請求期間のうち、既に厚生年金保険法による訂正済期間】

請求期間①のうち、平成24年9月1日から平成25年4月1日までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額は、日本年金機構において、既に17万円から18万円に訂正されており、当該差額の1万円は厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されていることから、訂正を要しない。

【標準賞与額に係る訂正請求期間のうち、厚生年金特例法による訂正期間】

請求期間③について、請求者から提出された平成23年12月の賞与支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額（14万6,000円）、及び当該賞与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準賞与額（16万3,000円）は、いずれもオンライン記録の標準賞与額（11万6,000円）を上回る。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書により確認できる賞与額から、14万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が、オンライン記録の標準賞与額と一致することから、事業主は、オンライン記録どおりの標準賞与額に見合う額を請求者の賞与額として届出し、その結果、年金事務所は、請求者の平成23年12月20日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

【標準賞与額に係る訂正請求期間のうち、厚生年金特例法による不訂正期間】

請求期間②について、請求者から提出された平成23年7月の賞与支払明細書により、請求者は、賞与（5万円）の支払を受けていたことが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間④について、請求者から提出された平成24年7月の賞与支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額（12万1,000円）、及び当該賞与から控除されている厚

生年金保険料額に見合う標準賞与額（8万4,000円）のいずれか低い方の額（8万4,000円）が、厚生年金特例法に基づく認定額となることから、当該認定額は、オンライン記録の標準賞与額（11万1,000円）よりも低いことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

【標準賞与額に係る訂正請求期間のうち、厚生年金保険法による訂正期間】

請求者は、請求期間②から④までについて、年金額に反映する記録として認められない場合は、本来事業主が届け出るべきであった記録に訂正してほしいと主張しているところ、前述のとおり、請求者は、A社から、請求期間②については5万円、請求期間④については12万1,000円の賞与を受けていたことが認められ、請求期間②についてはオンライン記録に標準賞与額の記録が無く、請求期間④については、オンライン記録の標準賞与額（11万1,000円）を上回ることから、請求期間②及び④の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書で確認できる賞与額から、平成23年7月20日は5万円、平成24年7月10日は12万1,000円とすることが妥当である。

ただし、平成23年7月20日及び平成24年7月10日の上記訂正後の標準賞与額については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（平成24年7月10日は訂正前の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

別紙

請求者の氏名： 男

基礎年金番号：

【標準報酬月額】

請求期間① 平成 23 年 5 月 10 日～平成 25 年 4 月 1 日

期間	訂正前の記録	厚生年金特例法による 訂正後の記録	厚生年金保険法による 訂正後の記録 (75 条本文該当)
平成 23 年 5 月 10 日～同年 9 月 1 日	17 万円		18 万円
平成 23 年 9 月 1 日～平成 24 年 9 月 1 日	15 万円	17 万円	18 万円
平成 24 年 9 月 1 日～平成 25 年 4 月 1 日	17 万円		既に 18 万円で記録済

【標準賞与額】

請求期間② 平成 23 年 7 月 20 日

請求期間③ 平成 23 年 12 月 20 日

請求期間④ 平成 24 年 7 月 10 日

期間	訂正前の記録	厚生年金特例法による 訂正後の記録	厚生年金保険法による 訂正後の記録 (75 条本文該当)
平成 23 年 7 月 20 日			5 万円
平成 23 年 12 月 20 日	11 万 6,000 円	14 万 6,000 円	
平成 24 年 7 月 10 日	11 万 1,000 円		12 万 1,000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500620号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500207号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月10日の標準賞与額については、13万2,000円から15万7,000円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月10日

請求期間の標準賞与額の記録が12万円と記録されていたが、当該期間に係る賞与支払明細書を年金事務所に提出したところ、13万2,000円に訂正された。

しかし、賞与支払明細書に記載されているとおり、請求期間にA社から15万7,000円の賞与を支給されているので、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映する記録として、15万7,000円に訂正してほしい。また、年金額に反映する記録として認められない場合は、本来事業主が届け出るべき記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、請求者及びA社から提出された平成24年12月の賞与支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額(15万7,000円)、及び当該賞与から控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(13万2,000円)のいずれか低い方の額(13万2,000円)が厚生年金特例法に基づく認定額となることから、当該認定額は、オンライン記録の標準賞与額(13万2,000円)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

2 請求者は、請求期間について、年金額に反映する記録として認められない場合は、本来事業主が届け出るべき記録に訂正してほしいと主張しているところ、前述の賞与支払明細書により、請求者は、当該期間にA社から15万7,000円の賞与の支払を受けていたことが認められることから、平成24年12月10日の標準賞与額を15万7,000円とすることが妥当である。

ただし、請求期間の上記訂正後の標準賞与額については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500614号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500209号

第1 結論

- 1 請求者のC社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成15年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成15年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年9月28日から同年10月1日まで
② 平成15年3月26日から同年4月1日まで
③ 平成15年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録と給与明細書を突合したところ、請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社において、厚生年金保険に加入している月数が、給与から厚生年金保険料を控除されている月数に比べてそれぞれ1か月少ないことが分かった。各事業所において、パート従業員としてそれぞれ月末まで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①から③までについて、年金記録に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、請求者から提出された給与支払明細書、E社から提出された月次給与計算表及び同事業所の回答から判断すると、請求者は、当該期間に同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書及び月次給与計算表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、請求者の資格喪失日は、平成15年9月30日と記載されていることから、事業主から社会保険事務所(当時)に対し、同日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合は月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその被保険者資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」また、同法第 14 条において、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨規定されているところ、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成 7 年 9 月 28 日は、雇用保険の記録における請求者の離職日である同年 9 月 27 日の翌日であり、当該雇用保険の記録と符合している上、F 健康保険組合における請求者の資格喪失日とも一致しており、同年 9 月は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が属する月と認められることから、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、請求者から提出された平成 7 年 10 月分の給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているところ、D社は、「請求者の勤務期間及び厚生年金保険料控除の状況については、請求期間①当時の資料が無く確認できない。推測になるが、請求者が辞めた日を離職日として届出していると思うので、当該給与支払明細書の保険料控除については、平成 7 年 9 月分の厚生年金保険料を誤って控除したのではないかと考えられる。」旨回答している。

このほか、請求者がA社に平成 7 年 9 月 30 日まで勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

- 3 請求期間②について、前述のとおり、厚生年金保険法において、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び被保険者期間が規定されているところ、B社から提出された請求者の退職届を見ると、退職日は平成 15 年 3 月 25 日と記載されており、当該退職日は、雇用保険の記録における請求者の離職日と一致している上、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成 15 年 3 月 26 日)とも符合しており、同年 3 月は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が属する月と認められることから、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、請求者から提出された平成 15 年 3 月分の給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているところ、B社は、「請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る社会保険事務所への届出及び厚生年金保険料控除の状況については、請求期間②当時の資料が無いため確認できない。断定はできないが、提出した退職届に記載されているとおり退職日の翌日を資格喪失日として社会保険事務所に届出したのではないかと思うので、当該給与支給明細書の保険料控除については、平成 15 年 3 月分の厚生年金保険料を誤って控除しているのではないかと考えられる。」旨回答している。

このほか、請求者がB社に平成 15 年 3 月 31 日まで勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500708号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500210号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500709号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500211号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500710号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500212号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500711号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500213号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を15万円に、平成18年5月15日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日及び平成18年5月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日及び平成18年5月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年5月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないこと及び請求期間前に私に同社の取締役就任期間があったことから、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、私は、請求期間の賞与から保険料を控除されており、届出漏れに関与していないので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」、平成18年5月分の「給料台帳」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、請求期間①は15万円、請求期間②は8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500712号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500214号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500713号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500215号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500714号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500216号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500715号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500217号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500716号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500218号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500717号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500219号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500718号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500220号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500719号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500221号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500720号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500222号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500721号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500223号

第1 結論

請求者のA社における平成18年5月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成18年5月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年5月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年5月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であったことと、当時、私が同社の取締役であったことから、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、私は、請求期間の賞与から保険料を控除されており、届出漏れに関与していないので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る平成18年5月分の「給料台帳」により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500722号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500224号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500723号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500225号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500724号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500226号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500725号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500227号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500726号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500228号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500727号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500229号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500728号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500230号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500729号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500231号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A社において勤務していた請求期間に支払われた賞与について、社会保険事務所(当時。平成22年1月1日以降は年金事務所。)への届出が漏れていたことが最近になって判明したことから、同社が、関係の従業員全員に係る事後の届出を年金事務所に行ったが、当該届出が事実発生日から2年以上経過後であり、会社が提出した資料では厚生年金保険料控除額を特定できないとして、私の当該賞与支払いに係る年金記録は、年金給付に反映しない厚生年金保険法第75条本文該当記録とされた。

しかし、請求期間の賞与から保険料を控除されていたので、請求期間について年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の代理人の陳述により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500768号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500232号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月10日

A社に係る賞与の記録が無いことが分かり、賞与明細書を所持していた期間については、年金事務所にて記録が訂正されたが、請求期間については、賞与明細書を所持していなかったため、記録が訂正されなかった。しかし、請求期間にも賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成16年1月分から同年12月分までの給与明細書、同年7月分の賞与明細書及び平成16年度の給与決定通知書並びにB市から提出された平成17年度市・県民税課税証明書から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書、賞与明細書及び市・県民税課税証明書から算出される賞与支給額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産終結している上、元事業主に照会したものの回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500476号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500071号

第1 結論

昭和50年8月及び同年9月並びに昭和62年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年8月及び同年9月
② 昭和62年3月

請求期間①について、私は、勤めていた会社を辞めた後の昭和50年8月頃に、A県B市役所において国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を同市役所の窓口か金融機関において納付した。

また、請求期間②についても会社を辞めた後、同じように国民年金の再加入手続を行い、1か月分の国民年金保険料をB市役所の窓口か金融機関において納付した。

請求期間①及び②について、納付した国民年金保険料の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和50年8月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと陳述しているが、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月31日にB市において払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、加入手続時期について請求者の陳述とは符合しない。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、最初の国民年金被保険者資格の取得日は昭和54年4月25日と記録されており、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

請求期間②について、請求者は、請求期間①と同様に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと陳述しているが、改製原戸籍の附票を見ると、請求者は、請求期間②当時はA県C市に住所を定めていることが確認できることから、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和56年11月25日に国民年金被保険者資格を喪失した後に同資格を再取得した記録は無く、請求期間②についても国民年金の未加入期間であり、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続については具体的なことは覚えていない旨陳述している上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500562号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500073号

第1 結論

昭和44年4月から昭和48年3月までの請求期間及び同年7月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年4月から昭和48年3月まで
② 昭和48年7月から昭和50年3月まで

私は、20歳になった昭和39年*月にA県B市に引っ越したので、同市役所において、住民票の異動届とともに国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料について、加入後しばらくは納付していなかったが、昭和44年4月からは、C社として独立し、仕事も順調で生活に余裕があったので、私及び元妻が、B市役所の窓口において納付していた。

その後、病気のため国民年金保険料を納付できなくなったが、請求期間①及び②の国民年金保険料は間違いなく納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和39年*月にB市において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を同市役所において納付したと陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月1日にB市において払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このことは昭和39年*月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述とは符合しない上、当該払出時点において、請求期間①のうち、一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出時点からすると、請求期間①のうち、一部の期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が、請求期間②の国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、請求者は、国民健康保険料及び税金などと共に間違いなく納付したと陳述するのみで、具体的な納付の状況を記憶しておらず、当時の状況が明らかではない。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

加えて、請求期間①及び②は合計すると5年9か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料納付の記録が全て欠落することは考え難い上、請求期間当時に使用されていた請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ても、請求期間①及び②は共に未納と記録されている。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付され

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500154号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500074号

第1 結論

昭和36年4月から昭和41年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和41年3月まで

昭和36年2月又は同年3月頃、自宅を訪ねてきた二人の民生委員から国民年金制度ができることを聞き、当該民生委員に自分の氏名、生年月日及び住所を紙に書いて渡した記憶が有るので、このときに国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、昭和36年の秋頃から年末頃に、前述の民生委員の一人が集金に来たので、当時、一緒に製造業を営んでいた長兄の国民年金保険料と一緒に二人分を納付した。その後は、当該民生委員にもらった国民年金袋に現金と国民年金手帳を入れておき、集金に来た民生委員に国民年金袋ごと渡すと、国民年金袋に印刷された納付月欄に領収印を押してくれた。昭和37年の春頃からは、未亡人会の集金人に納付するようになったが、昭和38年10月から長兄の国民年金保険料が免除されるようになったので、その後は私一人分の国民年金保険料を納付していた。私が不在の時は、国民年金袋を集金人に渡すよう従業員に依頼していた。

また、国の記録では、請求期間中に次兄の国民年金の加入記録が有ると聞いたが、この記録は、前述の民生委員及び未亡人会の集金人が、次兄と私がよく似ていたために取り違えて集金していたものだ。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずであり、このことを、当時の元従業員、長兄及び次兄の元妻が証言してくれているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和36年2月又は同年3月頃、自宅に来た民生委員を通じて国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を集金人に納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者が所持する国民年金手帳を見ると、昭和41年6月1日にA県B市において発行されており、昭和41年度国民年金印紙検認記録の4月から12月までの欄に、昭和41年12月19日の検認印が確認できる場所、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者に係る国民年金保険料の納付記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和41年6月から同年12月までの間頃に行われたものと推認され、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は、所持している国民年金手帳のほかに、もう1冊国民年金手帳があった旨陳述していることから、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の当時の住所地であるB市における記録の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、前述の推認した加入手続時点(昭和41年6月から同年12月までの間頃)において、請求期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であるが、国民年金法では、市町村が収納することができた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、請求者から当該期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付した旨の陳述は無い。

加えて、請求者が記憶する4人の元従業員のうち、請求者が不在時に国民年金保険料及び国民年金手帳が入った国民年金袋を集金人に渡すよう依頼したことがあるとする元従業員の証言書が請求者から提出されているところ、当該元従業員に請求期間当時の状況を聴取したが、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付状況について具体的な陳述は得られない上、別の一人の元従業員について、請求者は証言を依頼したが断られたと陳述しているほか、残る二人の元従業員は既に死亡していることから、これらの元従業員から請求期間当時の状況を聴取することができない。

また、請求期間のうち昭和36年4月から昭和37年の夏頃まで一緒に事業をしていたとする請求者の長兄の証言書及びその証言内容が記された書面が請求者から提出されているところ、当該証言の内容から、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたと判断することはできない上、請求期間のうち昭和36年の年末頃から数か月間、亡くなった請求者の次兄と共に請求者と同居していたとする次兄の元妻に請求期間当時の状況を聴取したが、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付状況について具体的な陳述は得られない。

さらに、請求者は、国の記録では、請求期間中に次兄の国民年金の加入記録が有ると聞いたが、当該記録は、請求者とその次兄を集金人が取り違えたものである旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の次兄と同姓同名で生年月日の月が相違する基礎年金番号に未統合となっている国民年金の加入記録が確認できるが、日本年金機構C事務センターは、未統合記録の確認に当たっては、氏名、生年月日、性別及び加入履歴を基に、総合的に判定することになるが、当該未統合記録は、請求者と氏名、生年月日及び加入履歴が相違しているため、請求者の記録ではないと判断する旨回答している。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ても、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されている。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500469号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500075号

第1 結論

平成元年3月から平成3年9月までの請求期間、同年11月、平成4年1月から同年5月までの請求期間及び同年7月から平成5年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年3月から平成3年9月まで
② 平成3年11月
③ 平成4年1月から同年5月まで
④ 平成4年7月から平成5年1月まで

国民年金の加入手続について、時期は明確に記憶していないが、平成元年3月に会社を退職した後のA県B市に住んでいたときに、同市C区役所、同市D区役所又は同市E区役所のいずれかで手続を行った。

請求期間①から④までの国民年金保険料については、納付が遅れ気味ではあったが、自宅に送付されてきた納付書を用いて、1回当たり1か月分又は2か月分を順次複数の金融機関において納付していた。また、過年度分となった期間は、F社会保険事務所(当時)に依頼して納付書を発行してもらい、支払期日までに納付していた。

請求期間①から④までの国民年金保険料を全て納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B市C区役所、同市D区役所又は同市E区役所のいずれかにおいて国民年金の加入手続を行い、請求期間①から④までの国民年金保険料を全て納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年12月1日にA県G市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同市は、同年11月5日に請求者の国民年金被保険者資格を平成元年3月1日に遡って取得させた旨回答しており、B市において加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述のことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、平成5年11月頃にG市において行われたものと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求者の陳述どおりに国民年金の加入手続が行われた場合、B市において国民年金手帳記号番号が払い出されることになるところ、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間①から④までの国民年金保険料をB市又はF社会保険事務所において発行された納付書を使用して、複数の金融機関で納付した旨陳述しているが、前述の加

入手続が行われるまで、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料の納付書が発行されることは無い上、当該期間当時、既に社会保険事務所においては、社会保険オンラインシステムが導入されており、B市においても、国民年金保険料に係る領収済通知書を光学式文字読取装置（OCR）により処理しているなど、年金記録における事務処理の機械化が促進されていたことを踏まえると、複数の金融機関において納付したとする 44 か月の記録が複数年度にわたって欠落する可能性は低いものと考えられる。

また、請求者は、現年度保険料及び過年度保険料として納付したとする期間等の記憶が明確でなく、請求期間①から④までの国民年金保険料の納付を依頼したことがあったとする請求者の母からも、当該期間の国民年金保険料の納付状況について具体的な陳述は得られない。

さらに、請求者及びその母が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500624号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500076号

第1 結論

平成5年1月及び同年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年1月及び同年2月

平成5年1月に、勤務していた会社を妻と一緒に退職したので、妻がA県B市C区役所において夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

妻の納付書・領収証書(国庫金)(以下「領収証書」という。)を見ると、平成5年6月21日に、請求期間の国民年金保険料をD県E市内の郵便局において納付していることから、私の請求期間の国民年金保険料も妻が同時に納付してくれたはずである。

送付されてきた納付書を用いて、妻が私の請求期間の国民年金保険料も納付したはずであり、資料として家計簿及び源泉徴収票等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、送付されてきた納付書を用いて、請求者の妻が夫婦二人分の請求期間の国民年金保険料を同時に納付した旨陳述しているところ、請求者の妻に係る領収証書を見ると、平成5年6月14日にF社会保険事務所(当時)において作成された納付書により、同年6月21日に請求期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

しかしながら、請求者及びその妻の住民票を見ると、平成5年2月25日にB市C区からE市G地区へ夫婦共に住所異動しているところ、請求者の妻に係る前述の領収証書を見ると、住所欄には同市G地区の住所が印字されており、請求者の妻の年金手帳には、B市C区からE市G地区への住所変更手続を行った旨の記載が確認できるが、請求者の年金手帳には、当該住所変更手続に係る記載は無い上、請求者に係るオンライン記録においても、B市C区からE市G地区への住所の変更履歴は無いことから、請求者については、国民年金の住所変更手続が行われていなかったことがうかがえる。このため、請求者に係る請求期間の国民年金保険料の納付書は、請求者の妻に係る前述の納付書と同時にF社会保険事務所において作成されず、同市G地区の住所には送付されなかったものと考えられる。

なお、請求者の妻に係る請求期間の納付書は、平成5年3月8日付け国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続(平成5年6月11日に入力処理)に伴い、作成されたものと考えられる。

また、請求者から提出された家計簿等を見ると、請求期間後の請求者及びその妻に係る国民年金保険料が納付済みと記録されている期間については、二人分の国民年金保険料を納付した旨の記載が認められるところ、請求期間については、1993年(平成5年)6月21日の支出内訳欄に「国民年金(H5.1~2分)19,400」の記載が認められるが、請求期間当時の国民年金保険料月額が9,700円であるから、当該記載は請求期間に係る一人分の国民年金保険料額に符合している上、請求者から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票、給与支給明細書及び

賞与支給明細書を検証したが、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額には国民年金保険料が含まれていないことから、いずれの資料からも、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことができない。

さらに、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500405号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500203号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治45年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年11月1日から昭和23年4月1日まで

C社から交付された夫の職員名簿には、夫が、昭和20年11月からA社に採用され、A社B支店に勤務したことが記載されているが、夫の厚生年金保険被保険者記録は、A社D支店における昭和23年4月1日からの記録となっており、請求期間の記録が無いので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC社が保管する訂正請求記録の対象者に係る職員名簿及び元同僚の回答から、訂正請求記録の対象者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、閉鎖登記簿謄本によると、A社は昭和23年8月に解散している上、C社は、職員名簿のほかに、訂正請求記録の対象者に関する資料は保管していない旨回答しており、事業主から保険出張所(当時)に対し、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る届出が行われたか否かについて確認することができない。

また、日本年金機構E事務センターから提出されたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に訂正請求記録の対象者は記載されておらず、同支店に係る他の被保険者名簿の有無について、同センターに照会したところ、同センターは、「A社B支店に係る被保険者名簿について、資料として提出したもの以外に、当事務センターに保管されているものはありません。」と回答している。

このほか、請求期間当時、事業主から保険出張所に対し、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る届出が行われ、保険出張所において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が失われたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、訂正請求記録の対象者が請求期間において、A社に係る他の厚生年金保険適用事業所で厚生年金保険に加入している可能性について、A社、同社D支店、同社F支店等の複数の被保険者名簿を確認したが、請求期間における訂正請求記録の対象者の被保険者記録は見当たらない上、前述の職員名簿に記載されたG支店については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を事業主

により控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述のとおり、A社は昭和23年8月に解散しており、C社は、職員名簿以外の資料を保管していない旨回答していることから、事業所等から、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の有る全被保険者46人のうち、所在の判明した4人に照会したが、これらの者から、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等の陳述を得ることができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500570号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500204号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年10月1日から昭和53年10月1日まで
② 昭和53年10月1日から昭和57年1月27日まで

請求期間①について、A社に勤務していた者の紹介で、昭和52年10月1日に同社に入社したが、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和53年10月1日と記録されているので、調査の上、訂正してほしい。

請求期間②について、A社から、27万円から30万円の給与が支給されていたが、当該期間の標準報酬月額が19万円又は20万円と記録されているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求期間①当時にA社の社会保険事務担当であった元役員(以下「元役員」という。)が、「従業員の勤務定着を見極めてから厚生年金保険に加入させていたので、請求者が厚生年金保険に加入する以前から入社していることは間違いないと思う。」旨陳述していることから、入社時期は特定できないものの、請求者が、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である昭和53年10月1日以前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成15年4月に破産している上、請求期間①当時の事業主は、「請求期間①当時の資料は全て廃棄済みである。」旨回答しており、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のA社の元役員は、「厚生年金保険に加入する時期は、従業員との話し合いで個々に決めていたが、請求者とどのような話し合いをしたかは不明である。厚生年金保険に加入させていない期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったはずである。」旨陳述している上、元従業員の一人は、自身が記憶する入社時期の約11か月後に厚生年金保険に加入しているところ、当該元従業員は、「A社では試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していない。厚生年金保険に加入していない期間には、厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨陳述している。

さらに、前述のA社の元役員は、「請求期間①当時、社会保険事務所(当時)及びB厚生年金基金への届出は、複写式の届書で行っていた。」旨陳述しているところ、請求者の同社に係るB厚生年金基金の資格取得年月日は、厚生年金保険の資格取得年月日と一致している。

このほか、請求期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、前述のとおり、A社は平成15年4月に破産している上、請求期間②当時の元事業主は、「請求期間②当時の資料は全て廃棄済みである。」旨回答しており、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社において、請求期間②に厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者に照会したところ、回答のあった全員が、当該期間に係る給与明細書を保管しておらず、同社の当該期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、前述のA社の元役員は、「請求期間②当時、社会保険事務所及びB厚生年金基金への届出は、複写式の届書で行っていた。」旨陳述しているところ、請求者の請求期間に係るB厚生年金基金の報酬標準給与は、厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500418号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500205号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年4月1日から昭和28年5月1日まで

昭和26年1月から昭和28年4月末まで駐留軍家族住宅に勤務し、A社の被保険者として厚生年金保険に加入していたが、請求期間の被保険者記録が無い。

請求期間に勤務していたことが分かる資料として「B」及びC大学の学生名簿を提出するので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「B」、C大学短期大学部自治会発行の学生名簿及びD省E部から提出された請求者に係る「履歴表」から、請求者が請求期間において駐留軍家族住宅であるFに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の「B」及び履歴表には、請求者の職種について、「G職」と記載されているところ、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日付け保発第51号)により、連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和26年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人並びにクラブ、寄宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならない取扱いがなされている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、H県は、「請求者の請求期間に係る特別調達資金支払証憑書等の資料は無い。」旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500563号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500208号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月

A社に勤務した同僚について請求期間の賞与に係る記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたので、私も自身の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、請求期間の賞与の記録が無いことが分かった。

A社には有期契約社員として入社し、本来は契約期間満了後に受け取る慰労金について、請求期間を含む契約期間の途中で50万円程度受け取った記憶が有るので、調査の上、当該慰労金を賞与の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求期間における期間契約社員に係る人事管理及び給与計算に関するデータは現存していないが、期間契約社員に対しては、年単位(6月及び12月)の賞与は支給していなかった。」旨回答しているところ、同社から提出された「期間契約社員契約期間の上限見直しについて」(2005年5月27日付け)を見ると、平成16年7月2日以降に入社した期間契約社員に対し、契約期間の始期から12か月、24か月、30か月经過時に、それぞれ56万円、60万円、30万円の慰労金を支払うことが記載されている。

しかし、請求者が請求期間当時に給与及び慰労金が振り込まれていたとするB銀行C支店から提出された請求者に係る平成17年10月以降の預金口座の取引明細表を見ると、請求期間である平成18年6月におけるA社からの振り込みは、同年6月9日の17万9,258円のみであり、当該振込額は請求者が陳述する慰労金の金額(50万円程度)と乖離している上、オンライン記録における請求者の請求期間当時の標準報酬月額(26万円)を踏まえると、請求期間において、請求者に対し慰労金が支給されていたことはうかがえない。

また、D健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報照会を見ると、賞与履歴欄に賞与の記録は見当たらない。

一方、前述の取引明細表において、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日(平成16年9月9日)から12か月及び24か月经過後の平成17年10月9日及び平成18年11月10日に、同社から、それぞれ前後の月の振込額と比べて高額な振り込みがなされているところ、同社は、「当該振込は、給与と慰労金の一部を合算して振り込んだと思われる。また、当社において慰労金から厚生年金保険料を控除するようになったのは、リーマンショックがあった平成20年以後に慰労金に係る規定を見直してからであり、それまでは慰労金から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答していることから、当該規定の改訂以前に支給された慰労金からは、厚生年金保険料が控除されていなかったと考えられる。

このほか、請求期間において、請求者が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料の控除

について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。